

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

### ☝ 社長への仮払金と利息

**Q**：当社は同族会社です。社長への仮払金で当期首近くに発生し、その後精算されないまま期末に至っている金額があります。

この仮払金について、利息を徴収しなければならないのでしょうか。

**A**：社長の個人的な資金の必要性から行った仮払金であれば、利息を徴収しなければなりません。

#### 【解説】

会社は利益の追求を目的として設立されたものですので、資金の貸付を行った場合には当然、その利息は徴収しなければなりません。

ところで、仮払として経理した金銭が、精算もされないまま放置されているとすれば、その金額が社長個人に対する金銭の一時立替え（貸付金）なのか、法人経費の支出であるが精算が遅れているのかその理由の解明を行い、それに添った処置を行う必要があります。

特に、仮払金の精算による金銭が、交際費、寄附金又は用途不明金や用途秘匿金となるときは、交際費についてはその交際接待等の行為があった時、また、寄附金や用途不明金、用途秘匿金についてはその金銭の支出の時をもって処理しなければなりませんから、精算が遅れると問題となります。

ご質問の場合、社長の個人的な資金の必要性から法人資金を一時的に貸し付けたのであれば、経理上仮払金であっても、通常の貸付金利を計上する必要があります。これを免除すれば社長に対する報酬とされ、源泉徴収が必要となります。

